

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 27 日

都内医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

感染症サーベイランスシステムの運用について

日頃より、保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各医療機関におかれましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、「感染症法」という。）第 12 条に基づき発生届を、指定届出医療機関（以下、定点医療機関という。）におかれましては、感染症法第 14 条に基づき、定点届出を管轄保健所に報告していただいていたところとす。

従来、発生届等の報告に際しては、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER－SYS）を用い、その他疾患については FAX 等でご報告いただいていたところですが、令和 4 年 10 月 31 日より、従来国と地方自治体において発生届等の報告および情報共有に使用してきた感染症サーベイランスシステム（以下、本システムという。）が更改され、新型コロナウイルス感染症以外の発生届等についても医療機関等からのオンライン入力が可能となっております。

今般、「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より、医師が届出を行う場合には、電磁的方法による報告が努力義務化（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は義務化）されることを受け、都における運用について下記の通り定めましたので、内容をご確認いただくとともに、院内関係者への周知をお願い申し上げます。

記

1. 全数報告について

(1) 届出対象疾患及び届出方法

別紙 1 「全数把握対象疾患類型別一覧表」に記載した疾患について、届出対象者に該当する患者を診断した際は、届出期日までに報告してください。以下の 5 疾患については、都独自に定めた項目を別紙 2 ～別紙 6 のひな形を用いて本システムの備考欄へ入力をお願いいたします。

~~なお、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に位置づけられている間は、継続して HER－SYS を用いた届出をお願いいたします。~~

- ア 結核
- イ 侵襲性髄膜炎菌感染症
- ウ 麻しん
- エ 風しん
- オ 梅毒

(参考) 東京都感染症情報センター 届出基準および届出様式（疾患別）ウェブサイト

<https://idsc.tmph.metro.tokyo.lg.jp/survey/kobetsu/>

備考欄入力用のひな形については、上記ウェブサイトにも掲載予定です。

(2) 本システムへの入力方法

別紙7「感染症サーベイランスシステム全数報告入力時の留意事項」をご参照の上、本システムへ届出情報を入力してください。

医療機関向けマニュアルについては、本システム内の「ヘルプガイド」からも取得することができます。

(3) 届出内容の修正について

本システム上の業務ステータスによって、修正の可否が異なります。

ア 業務ステータスが「保健所未確認」の場合

医療機関にて修正が可能です。別紙7をご参照の上、修正をお願い致します。

イ 業務ステータスが「保健所確認済」の場合

既に管轄保健所から都へ報告済みの状態であるため、管轄の保健所へ連絡し、修正を依頼してください。

(4) 全数報告用アカウントの振出依頼について

新規申請、追加及び登録情報の変更を希望する場合は、別添1「感染症サーベイランスシステム申請窓口一覧」に記載された、医療機関所在地を管轄する保健所へ申請をお願いいたします。

2. 定点報告について（定点医療機関のみ）

(1) 届出対象疾患及び届出方法

別紙8「定点把握対象疾患類型別一覧表」に記載した疾患について、届出対象者に該当する患者を診断した際は、別紙8に記載した調査単位ごとに、報告時期までに報告してください。

なお、届出対象者の該当がなかった週においても、本システムにおいて定点種別および調査期間を選択の上、患者数を「0人」として報告いただきますよう、お願い申し上げます。

（疑似症定点を除く。）

(2) 本システムへの入力方法

別紙9「感染症サーベイランスシステム定点報告入力時の留意事項」をご参照の上、本システムへ届出情報を入力してください。

医療機関向けマニュアルについては、本システム内の「ヘルプガイド」からも取得することができます。

(3) 報告内容の修正について

本システム上の業務ステータスによって、修正方法が異なります。

ア 業務ステータスが「入力済」の場合

医療機関にて修正が可能です。別紙9をご参照の上、修正をお願い致します。

イ 業務ステータスが「報告済」の場合

既に管轄保健所から都へ報告済みの状態であるため、管轄の保健所へ連絡し、修正を依頼してください。

(4) 定点報告用アカウントの振出依頼について

新規申請、追加及び登録情報の変更を希望する場合は、別添2「システム利用申請様式」に必要事項をご記入いただき、以下のメールアドレス宛にご提出ください。

【申請先】

東京都福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 申請受付専用メールアドレス

HC-boueki_kaitou@section.metro.tokyo.jp

メール件名は、「感染症サーベイランスシステム利用申請（医療機関名）」としてください。

本文への記載は不要です。

3. 運用開始日

アカウント登録完了後、最初の報告より。

※1(1)ア～オに掲げる疾患については、令和5年4月1日よりシステムでの届出を開始。

4. その他留意事項

(1) 使用するアカウント・機能について

本システムを利用した届出を行う場合、全数報告・定点報告により使用可能なアカウントが異なるほか、定点報告については報告する疾患により使用する機能が異なります。目的別使用機能等については別紙10「目的別使用機能及びアカウント」をご確認ください。

(2) アカウント保有者が異動あるいは退職する場合の取扱いについて

全数報告用アカウントあるいは定点報告用アカウントを保有している職員が異動や退職等により、本システムを利用しなくなった場合は、各アカウントの申請先へご連絡ください。

問合せ先

東京都福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課

防疫担当

電 話 03-5320-4088